

仕 様 書

1. 件名

音声 AI アプリケーション開発

2. 作業の目的

国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下、「産総研」という。）人工知能研究センターでは、日本語の音声認識・音声感情認識の音声 AI の研究開発を実施している。開発した音声 AI を用いた様々な音声 AI の利用場面でのデモおよびユーザ体験の評価を行う必要があり、そのための音声 AI アプリケーションの開発を行う。

3. 作業項目

(1) 音声認識および音声感情認識のユーザインタフェースの開発

4. 作業項目別仕様

以下に記載する作業を実施し、作業報告書を提出すること。

(1) 音声認識および音声感情認識のユーザインタフェースの開発

- ① 産総研が指示・支給する音声認識・音声感情認識の音声 AI を用いて、音声の入力に対し音声認識結果と感情認識結果を出力できるユーザインタフェースをデザインし、実装すること。
- ② 音声認識・音声感情認識の音声 AI 入力として、マイクロフォン入力もしくは音声ファイル指定ができるユーザインタフェースとすること。
- ③ 音声認識結果の出力として文字列、感情認識結果の出力として感情を表す文字、記号、絵が出力できるユーザインタフェースとすること。
- ④ 産総研が指示・支給する音声認識・音声感情認識の音声 AI 性能と比較できるように、比較用の音声認識の音声 AI を実装すること。音声認識の音声 AI の要件は以下のとおりとする。

(ア) 言語：産総研が指示・支給する音声認識・音声感情認識の音声 AI を比較するため、日本語（標準語）の音声認識ができること。

(イ) 語彙数：幅広い発話内容に対応できる音声 AI とするため、日本語だけで 200 万語以上の語彙数に対応できること。

(ウ) マイクロフォン：スマートフォン向けアプリケーションの性能検証を可能にするため、スマートフォンのマイクロフォン特性に適応していること。

(エ) 認識誤り率：実環境で実用利用できる性能とするため、SNR10dB

以上の音声データセットにおいて認識誤り率が 5%以下であること。

(オ) リアルタイムファクタ：リアルタイム処理の検証に使えるようにするため、SNR10dB 以上の音声データセットにおいてリアルタイムファクタが 1.0 以下であること。

(カ) 稼働環境：一般的な研究室環境で稼働できるようにするため、Ubuntu 22.04.x LTS の OS、Xeon2.0GHz 以上 AVX2 対応の CPU と 8GB 以下のメモリ環境下で稼働すること。

(キ) 辞書登録機能：デモ用のシナリオ調整を簡便にするため、辞書登録機能を持つこと。

- ⑤ 比較用の音声認識の音声 AI の使用にライセンスが伴う場合には、音声 AI に関する検証・論文執筆・発表において使用ができるように、ライセンス（研究用途）の期間が 2 年以上あること。

5. プログラム作成の条件

5.1 プログラム作成の能力、要件

- ① 開発するメンバー中に自然言語処理、音響処理の研究者を有すること。
- ② リアルタイム音声認識システムの開発経験を有すること。
- ③ 開発するメンバー中に政府要人向けデモンストレーションシステムの開発経験者を有すること。
- ④ 情報セキュリティに関する認証（ISO27001）を有すること。

6. セキュリティ要件

6.1 情報セキュリティポリシーに関する要件

①本業務の遂行に当たっては、産総研の情報セキュリティポリシー（別途定める読み替え条項に従うものとする。以下同じ。）を遵守するとともに、情報セキュリティポリシーにおいて産総研に求められる水準の情報セキュリティ対策を講じること。産総研の情報セキュリティ規程については、下記 URL を参照のこと。その他の情報セキュリティポリシーの詳細については受注者決定後に提示する。

【国立研究開発法人産業技術総合研究所情報セキュリティ規程】

https://www.aist.go.jp/Portals/0/resource_images/aist_j/outline/comp-legal/pdf/securitykitei.pdf

②産総研の情報セキュリティポリシーの見直しが行われた場合は、見直しの内容に応じた情報セキュリティ対策を講じること。なお、対応内容については産総研担当者に事前に報告し承認を得ること。

6.2 その他セキュリティに関する要件

- ① 受注者は、本業務の履行に際して、秘密である旨を示されて貸与を受けた秘密情報を秘密として適切に保持することとし、第三者に開示又は漏洩してはならない。
- ② 受注者は、本業務の履行によって知った一切の情報を本業務の履行以外の目的に利用してはならない。契約終了後も同様とする。
- ③ 貸与品は産総研担当者の了解なしに所外に持ち出しまたは複製してはならない。
- ④ 産総研の所外へ持ち出しまたは複製した貸与品については一覧表を作成し、産総研担当者に提出すること。なお、契約終了後、速やかに返却又は廃棄し、産総研担当者の確認を得たうえで一覧表からの削除を行うこと。
- ⑤ 受注者は、契約締結後、情報セキュリティ管理体制を記載したドキュメントを産総研担当者に提出すること。
- ⑥ 受注者は、本業務において、受注者の従業員若しくはその他の者によって、意図せざる変更が加えられない管理体制とすること。
- ⑦ 受注者は、産総研の求めに応じて、資本関係、役員等の情報、委託事業の実施場所並びに委託事業従事者の所属、専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）、実績及び国籍に関する情報提供を行うこと。
- ⑧ 本業務にかかる情報に関する情報セキュリティインシデントが生じた場合、速やかに報告の上、原因の分析を実施し、産総研担当者と対処内容及び再発防止策を検討すること。当該インシデントへの対処を実施するにあたっては、事前に産総研担当者の確認を得ること。
- ⑨ 情報セキュリティインシデントが生じたことで、受注者の作業環境等の確認が必要となった場合には、産総研の調査に協力を行うこと。
- ⑩ 産総研で情報セキュリティインシデントが発生した場合、速やかに調査及び復旧に協力を行うこと。
- ⑪ 本業務の遂行における情報セキュリティ対策の履行状況を確認するため、産総研が提示するチェックリストの内容に基づき、適宜情報セキュリティ対策の履行状況を報告すること。
- ⑫ 産総研担当者より、情報セキュリティ対策の履行が不十分であると指摘された場合は、速やかに是正処置を講ずること。
- ⑬ 本業務の遂行における情報セキュリティ対策の履行状況を確認するために、産総研が情報セキュリティ監査の実施を必要と判断した場合、受注者は、産総研が定めた実施内容（監査内容、対象範囲、実施者等）に基づく情報セキュリティ監査を受け入れること。
- ⑭ 受注者は、産総研の許可なく、本業務の一部又は全部を第三者（再委

託先)に請け負わせてはならない。ただし、受注者に求めている情報セキュリティ対策を、再委託先が実施することを再委託先に担保させるとともに、再委託先の情報セキュリティ対策の実施状況を確認するために必要な情報を産総研に提供し、承認申請書を提出して、事前に産総研の書面による承認を受けた場合はこの限りではない。

- ⑮ 本業務の履行においては、十分な秘密保持を行うこと。
- ⑯ サプライチェーン・リスクに係る情報セキュリティ上の事象が発生した場合、受注者は原因調査などについて産総研担当者と協議の上、主導的に解決を図ること。
- ⑰ 受注者は、受注先及び再委託先において作成した委託事業に係る成果物(システム構成・設定情報、等を含む。産総研に帰属しない著作物を除く。)の納入の完了後速やかに、当該成果物を産総研担当者の許可を得て、抹消すること。また、受注者は、産総研担当者の指示に従い、当該成果物の抹消の確認を受けること。

7. 支給品

産総研から以下のデータを支給する。

- ・音声認識・音声感情認識の音声 AI

8. 納入物品

下記を産総研指定クラウドストレージにアップロード(納入)すること。

- ① ユーザインタフェースが仕様のとおり開発されていることを調達請求者が確認できるよう使用方法を記載した説明書(PDF形式) 1部
- ② 受注者が行った業務の概要とその詳細を記述した作業報告書(PDF形式) 1部
- ③ ソースコード 一式

9. 納入の完了

作業完了の後、「8. 納入物品」に記載された納入物品が過不足なく納入され、仕様書を満たしていることを確認して、納入の完了とする。

10. 納入期限及び納入場所

納入期限：2025年10月31日

※クラウドストレージへの最終アップロード期限

納入場所：産総研が指定するクラウドストレージ

東京都江東区青海 2-4-7

国立研究開発法人産業技術総合研究所 人工知能研究センター
臨海副都心センター別館(バイオ・IT棟)08202室

1 1. 付帯事項

- (1) 本仕様書の技術的内容及び知り得た情報については、守秘義務を負うものとする。
- (2) 本仕様書の技術的内容に関する質問等については、調達請求者と協議すること。また、本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、調達担当者と協議のうえ決定する。
- (3) 納入されたプログラム等における発注側の責めによらない納入の完了後1年以内の不具合については、その修正等責任をもって無償で速やかに行うこと。
- (4) 受注者の責において及ぼした損害は、受注者が賠償すること。
- (5) サプライチェーン・リスクに対応するため、別紙に記載する事項に従って契約を履行しなければならない。

サプライチェーン・リスク対応に係る特記事項

1. サプライチェーン・リスクへの対応

受注者は、機器等の意図的な不正改造及び情報システム又はソフトウェアに不正なプログラムを埋め込むなど、国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下、「産総研」という。）の意図しない変更が加えられたときに生じ得る情報の漏えい若しくは破壊又は機能の不正な停止、暴走その他の障害等の情報セキュリティ上のリスク（以下「サプライチェーン・リスク」という。）に対応するため、受注者は「IT 調達に係る国の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ」（平成 30 年 12 月 10 日関係省庁申合せ）に基づく対応を図らねばならない。

2. 意図しない変更に対する対策

- ①受注者は、本業務の履行に際して、サプライチェーン・リスクが潜在すると知り、又は知り得るべきソースコード、プログラム等（以下「ソースコード等」という。）の埋込み又は組込みその他産総研担当者の意図しない変更を行ってはならない。
- ②受注者は、本業務の履行に際して、サプライチェーン・リスクが潜在すると知り、又は知り得るべきソースコード等の埋込み又は組込みその他産総研担当者の意図しない変更が行われないうように相応の注意をもって管理しなければならない。
- ③受注者は、本業務の履行に際して、情報の窃取等により研究所の業務を妨害しようとする第三者から不当な影響を受けるおそれのある者が開発、設計又は製作したソースコード等（受注者がその存在を認知し、かつ、サプライチェーン・リスクが潜在すると知り、又は知り得るべきものに限り、主要国において広く普遍的に受け入れられているものを除く。）を直接又は間接に導入し、又は組み込む場合には、これによってサプライチェーン・リスクを有意に増大しないことを調査、試験その他の任意の方法により確認又は判定するものとする。

3. サプライチェーン・リスクにかかる調査の受入れ体制

- ①受注者は、本業務に産総研担当者の意図しない変更が行われるなど不正が見つかったときは、追跡調査や立入検査等、産総研と連携して原因を調査し、サプライチェーン・リスクを排除するための手順及び体制を整備し、当該手順及び体制を示した書面を産総研担当者に提出しなければならない。

4. サプライチェーン・リスクを低減するための対策

- ①受注者は、サプライチェーン・リスクを低減する対策として、本業務の設計、構築、運用・保守の各工程における不正行為の有無について定期的または必要に応じて監査を行う体制を整備するとともに、本業務により産総研に納入する納入物品に対して意図しない変更が行われるリスクを回避するための試験を行わなければならない。当該試験の項目は、情報セキュリティ技術の趨勢、対象の情報システムの特性等を踏まえ、受注者において適切に設定するものとする。
- ②機器の納入であり、かつ、設計、構築、運用・保守の各工程が存在しない場合は、4. ①の対応は不要。

5. 受注者の業務責任者等

- ①受注者は、本業務の履行に従事する業務責任者及び業務従事者(契約社員、派遣社員等の雇用形態を問わず、本業務の履行に従事する全ての従業員をいう。以下同じ。)を必要最低限の範囲に限るものとする。
- ②機器納入であり、かつ、設計、構築、運用・保守の各工程が存在しない場合は、5. ①の対応は不要。

6. 再委託

6.1 本業務の第三者への委託の制限

受注者は、産総研の許可なく、本業務の一部又は全部を第三者(再委託先)に請け負わせてはならない。ただし、6.2 に定める事項を遵守する場合はこの限りではない。

6.2 第三者への委託に係る要件

- ①受注者は、本業務の一部又は全部を第三者に再委託するときは、再委託先の事業者名、住所、再委託対象とする業務の範囲、再委託する必要性について記載した承認申請書を、委託元である産総研に提出し、書面による事前承認を受けなければならない。
- ②受注者は、本業務の一部又は全部を第三者に再委託するときは、再委託した業務に伴う再委託者の行為について、全ての責任を負わなければならない。
- ③受注者は、知的財産権、情報セキュリティ(機密保持を含む。)及びガバナンス等に関して、本仕様書が定める受注者の責務を再委託先も負うよう、必要な処置を実施し、その内容について委託元である産総研の承認を得なければならない。
- ④受注者は、受注者がこの仕様書の定めを遵守するために必要な事項について本仕様書を準用して、再委託者と約定しなければならない。
- ⑤受注者は、前号に掲げる情報の提供に加えて、再委託先において本委託事業に関わる要員の所属、専門性(情報セキュリティに係る資格・研修実績等)、実績及び国籍についての情報を委託元である産総研へ提出すること。
- ⑥受注者は、再委託先において、産総研の意図しない変更が加えられないための管理体制について委託元である産総研に報告し、許可又は確認(立入調査)を得ること。

7. その他

- ①提出された資料等により産総研担当者に報告された内容について、サプライチェーン・リスクが懸念され、これを低減するための措置を講じる必要があると認められる場合に、調達担当者は受注者に是正を求めることがあり、受注者は相当の理由があると認められるときを除きこれに応じなければならない。
- ②産総研は、受注者の責めに帰すべき事由により、本情報システムに産総研担当者の意図しない変更が行われるなど不正が見つかった場合は、契約条項に定める契約の解除及び違約金の規定を適用し、本業務契約の全部又は一部を解除することができる。